省　令

○文部科学省令第十九号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）第六条第二号（同令附則第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月十三日

文部科学大臣　萩生田光一

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の三の次に次の一条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由がある場合における災害共済給付契約の契約締結期限の延長）

第一条の四　令附則第一条の四の規定により支払期限が延長された学校の設置者に係る第二十七条に規定する契約締結期限は、同条の規定にかかわらず、令附則第一条の四の規定により延長された支払期限とする。

附則第七条中「並びに附則第一条の二及び第一条の三」を「及び附則第一条の二から第一条の四まで」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十六号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月十三日

農林水産大臣　江藤　拓

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成二十八年農林水産省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（移動の制限） **第五条**　次に掲げるもの（以下「移動制限植物等」という。）は、植物防疫官がその行う検査の結果ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域に移動させてはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事、網走市長、清里町長又は斜里町長に対し調査に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は北海道知事、網走市長、清里町長若しくは斜里町長の指定する職員）が移動制限植物等を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。 一～四　（略） ２～４　（略） （廃棄の措置） **第七条**　防除区域内に存在する移動制限植物等のうちジャガイモシロシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるもので、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するため必要があると認めて植物防疫官が指定するものを所有し、又は管理する者であって、植物防疫官によりこれを廃棄すべきことを命ぜられた者は、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事、網走市長、清里町長又は斜里町長に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は北海道知事、網走市長、清里町長若しくは斜里町長の指定する職員）の指示に従い、これを廃棄しなければならない。	（移動の制限） **第五条**　次に掲げるもの（以下「移動制限植物等」という。）は、植物防疫官がその行う検査の結果ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域に移動させてはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事又は網走市長に対し調査に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は北海道知事若しくは網走市長の指定する職員）が移動制限植物等を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。 一～四　（略） ２～４　（略） （廃棄の措置） **第七条**　防除区域内に存在する移動制限植物等のうちジャガイモシロシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるもので、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するため必要があると認めて植物防疫官が指定するものを所有し、又は管理する者であって、植物防疫官によりこれを廃棄すべきことを命ぜられた者は、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事又は網走市長に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は北海道知事若しくは網走市長の指定する職員）の指示に従い、これを廃棄しなければならない。

○厚生労働省令第九十九号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月十三日

厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（定員の期間別の特例）

２　この省令による改正後の厚生労働省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
本省	令和三年一月三十一日までの間	三一、七六二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。